

○愛知目標の達成状況（GB04 による中間評価とカンクン宣言の採択）

2014 年、地球規模生物多様性概況第 4 版（Global Biodiversity Outlook 4, GBO4）が公表され、生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の達成状況及び今後の達成見込みについて報告されました。これによると、「ほとんどの愛知目標の要素について達成に向けた進捗が見られたものの、生物多様性に対する圧力を軽減し、その継続する減少を防ぐための緊急的で有効な行動がとられない限り、そうした進捗は目標の達成には不十分である」と結論づけられました。

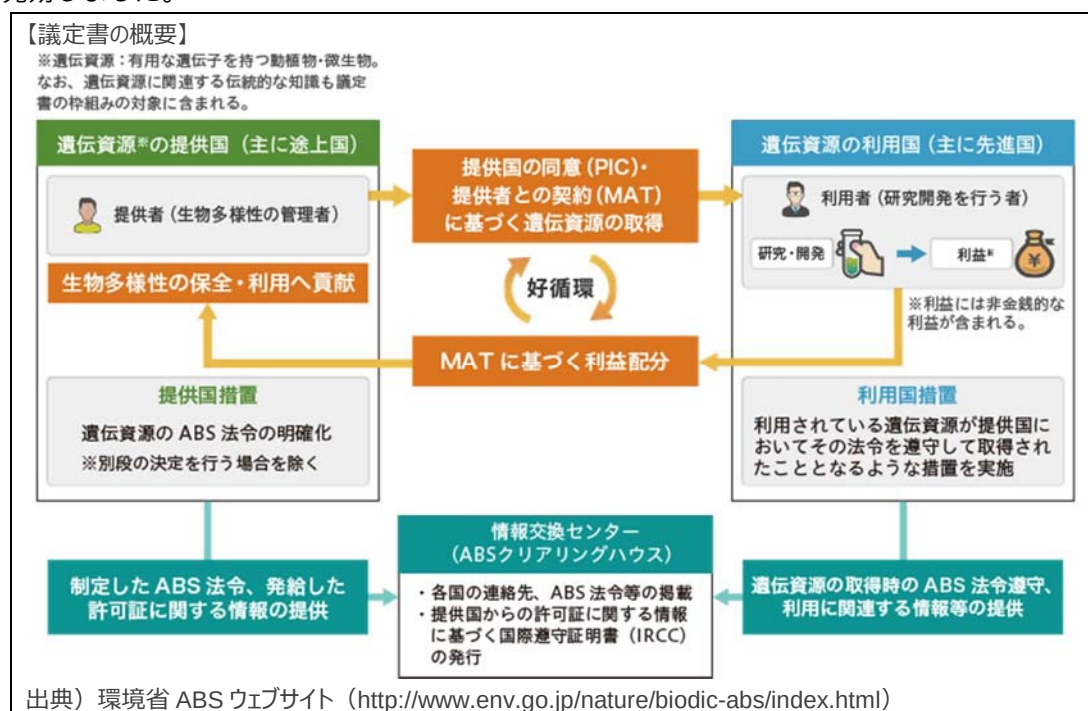
このような背景を踏まえ、2016 年に開催された CBD-COP13 は「とりわけ農林水産業および観光業における各種セクターへの生物多様性の保全および持続可能な利用の組み込み」をテーマに開催され、主流化に向けた様々な議論がなされました。特に閣僚級会合では、「福利のための生物多様性の保全および持続可能な利用の主流化」に関する誓約を含むカンクン宣言²⁶⁾が採択されました。

○遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)

生物多様性条約の目的の一つに、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」(ABS) があります。2010 年に開催された CBD-COP10 では、この ABS に関する名古屋議定書が採択され、91 カ国及び EU が署名し、50 カ国の締結を受けて 2014 年 10 月 12 日に発効しました。

この名古屋議定書は、条約で定められたルールの適正な実施を確保する措置を規定したものです。具体的には、遺伝資源の提供国における遺伝資源へのアクセス手続きの明確化や、遺伝資源の利用国における、自国の利用者による提供国法令等の遵守の促進等が規定されています。

我が国は、愛知目標を踏まえて国内措置の丁寧な検討を行い、平成 29 年 5 月に名古屋議定書の国内措置として「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」を策定し、議定書を締結しました。名古屋議定書は、平成 29 年 8 月 20 日に我が国について発効しました。



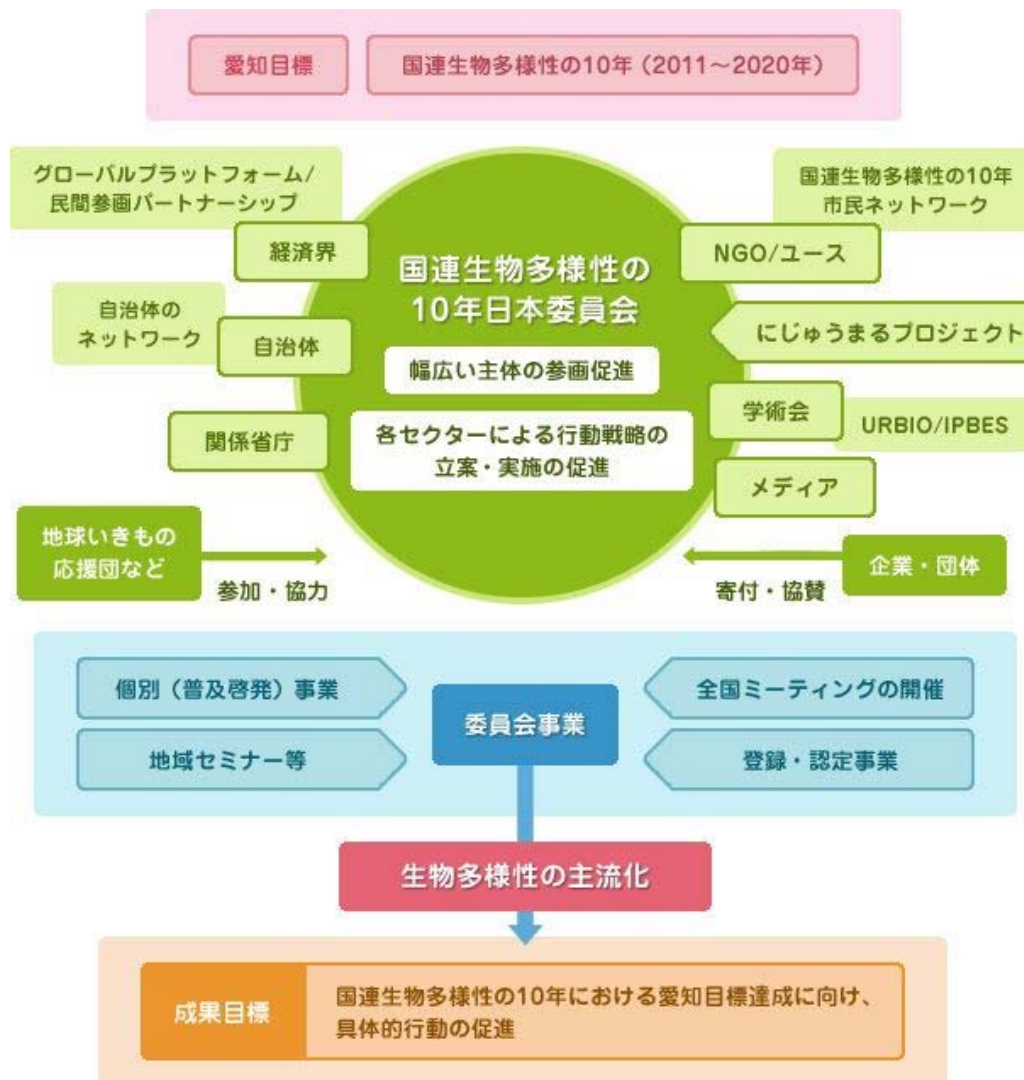
²⁶⁾ 環境省報道発表資料（平成 28 年 12 月 19 日） 生物多様性条約第 13 回締約国会議、カルタヘナ議定書第 8 回締約国会合及び名古屋議定書第 2 回締約国会合（国連生物多様性会議 メキシコ・カンクン 2016）の結果について 添付資料（1）福利のための生物多様性の保全及び持続可能な利用の主流化に関するカンクン宣言（仮訳）（<http://www.env.go.jp/press/103305.html>）

○国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）

愛知目標の達成を目指し、国、地方公共団体、事業者、国民および民間の団体など、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するため、「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）が2011年9月に設立されました。

UNDB-Jは、国、地方自治体、経済界、NGO/NPO・ユース、学識経験者、文化人等といった7名・31団体からなる構成委員の自発的な意思と各方面からの支援によって多様な取組を展開しています。

■UNDB-Jの役割



出典）国連生物多様性の10年日本委員会ウェブサイト（<https://undb.jp/about/>）

○パリ協定

2015 年 11 月 30 日から 12 月 13 日まで、フランス・パリにおいて国連気候変動枠組条約-COP21 が開催され、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含む COP 決定が採択されました。このパリ協定の内容は、全体目標として掲げられている「世界の平均気温上昇を 2 度未満に抑える（1.5 度に抑えることが、リスクの削減に大きく貢献することにも言及）」に向けて、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向を打ち出したものです。「パリ協定」には、以下に代表するような特徴がありますが、総じてみれば、実質的な排出量ゼロに向けて、世界全体の気候変動（温暖化）対策を、今後継続的に、強化し続けていく方向が明確に示されたことになり²⁷⁾、歴史的な国際合意と言えます。

- 「2 度未満」
パリ協定全体の目的として、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して 2 度未満に抑えることが掲げられたこと。そして、特に気候変動に脆弱な国々への配慮から、1.5 度以内に抑えることの必要性にも言及されたこと。
- 長期目標
そのための長期目標として、今世紀後半に、世界全体の温室効果ガス排出量を、生態系が吸収できる範囲に収めるという目標が掲げられたこと。これは、人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にはゼロにしていく目標。
- 5 年ごとの見直し
各国は、既に国連に提出している 2025 年／2030 年に向けての排出量削減目標を含め、2020 年以降、5 年ごとに目標を見直し・提出していくことになったこと。次のタイミングは、2020 年で（最初の案を 9～12 カ月前への提出が必要）、その際には、2025 年目標を掲げている国は 2030 年を提出し、2030 年目標を持っている国は、再度目標を検討する機会が設けられたこと。
- より高い目標の設定
5 年ごとの目標の提出の際には、原則として、各国は、それまでの目標よりも高い目標を掲げること。
- 資金支援
支援を必要とする国への資金支援については、先進国が原則的に先導しつつも、途上国も（他の途上国に対して）自主的に行っていくこと。
- 損失と被害への救済
気候変動の影響に、適応しきれずに実際に「損失と被害（loss and damage）」が発生してしまった国々への救済を行うための国際的仕組みを整えていくこと。
- 検証の仕組み
各国の削減目標に向けた取組、また、他国への支援について、定期的に計測・報告し、かつ国際的な検証をしていくための仕組みが作られたこと。これは、実質的に各国の排出削減の取組の遵守を促す仕掛けとなる。

出典：WWF ジャパン ウェブサイト (<https://www.wwf.or.jp/>)

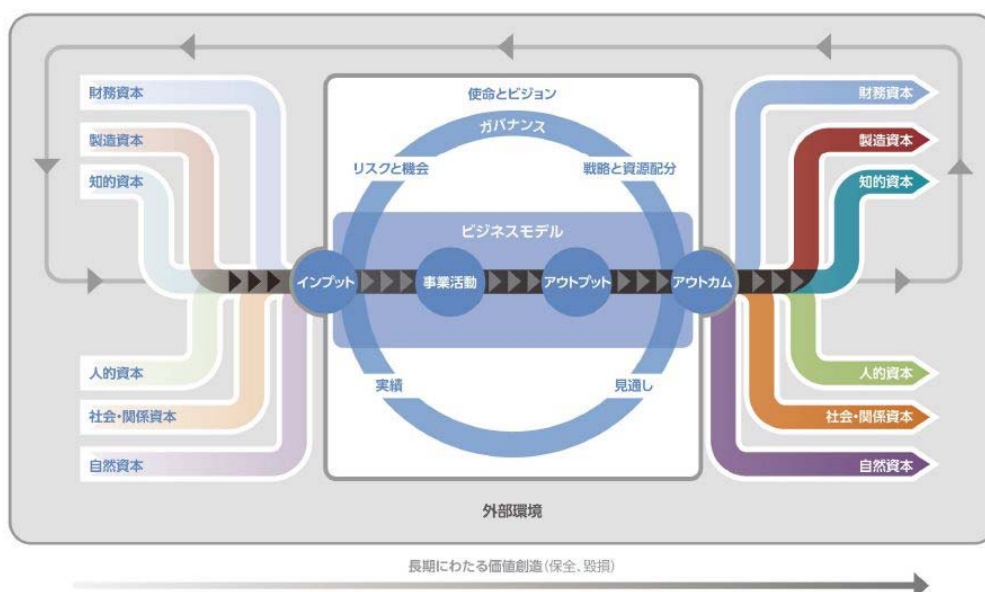
²⁷⁾ WWF ジャパン ウェブサイト (<https://www.wwf.or.jp/>)

○統合報告書

ESG 投資をはじめとする責任投資を行うにあたって、投資家は ESG 要素から見て、投資先を評価する必要があり、企業はそのための情報を開示する必要があります。近年、この一環として、従来の CSR 報告書や環境報告書の作成・公表に留まらず、「統合報告書」を作成し、公表する動きが活発になっています。

この「統合報告書」は、財務資本の提供者により質の高い事業報告を提供し、事業者がより効率的で生産的な資本の配分を行うための意思決定を支援することが目的です。そのため、売上等の財務情報と、環境や社会への配慮、知的資産からガバナンス等の非財務情報を一つの報告書に統合し、開示することとなります。

2013 年、国際統合報告評議会（International Integrated Reporting Council, IIRC）は、環境レポートのガイダンスを策定している Global Reporting Initiative（GRI）らとの協働で、「国際統合報告フレームワーク」²⁸⁾を発表しました。この中では、事業者の資本を「財務、設備、知的、人的、社会と関係性、自然」の 6 種類の資本について報告することが提案されました。生物多様性の保全と持続可能な利用の文脈からも注目されるのは、6 つめに「自然資本」が含まれていることであり、統合レポートにおいて、自然資本勘定の導入が求められつつあることを示していると言えます。



出典)「国際統合報告フレームワーク 日本版」(2013 年 12 月、国際統合報告評議会 (IIRC)、日本語訳: 日本公認会計士協会)

○グリーン調達

ESG 投資や統合報告、自然資本勘定の流れとは別に、特定の国や地域では、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組を行わない場合、公共機関に対して製品やサービスを販売できなくなる状況が生まれつつあります。

例えば、英国においては、DEFRA (Department for Environment, Food & Rural Affairs) が 2012 年 10 月に事業者や、事業者団体、NGO 等と共に、2015 年までに英国におけるパーム油の利用をすべて持続可能なプロセスで生産されたものに切り替えるとの宣言を行ないました。その他、2014 年 2 月、EU 理事会は公共調達指令の改定を承認し、政府が社会や環境等の政策的な条件（例えばエネルギー消費の低減等）を考慮した調達を行えるようになりました。この一つとして、カーボンフットプリントを含む、製品やサービスの「統合的なライフサイクルにわたるコスト (Total lifecycle cost)」という考え方が導入され、今後、生物多様性分野まで、この制度の適用が進む可能性が考えられます。

²⁸⁾「国際統合報告フレームワーク」(2013 年 12 月、国際統合報告評議会 (IIRC)) (日本公認会計士協会による日本語訳が以下のウェブサイトで公表されている http://integratedreporting.org/wp-content/uploads/2015/03/International_IR_Framework_JP.pdf)

○生態系サービスの分類および具体例（詳細版）

生態系サービス	区分		説明	具体例
供給サービス	食料	穀物	食料や餌として収穫される栽培植物又は農作物	穀類、野菜、果物
		家畜	家庭用又は商用で消費・使用されるために生育される動物	牛、豚、鶏
		漁労事業	養殖以外の漁法で捕獲される野生魚類	マグロ、カニ、タラ
		養殖漁業	収穫目的で池、その他の淡水又は海水を利用した閉鎖環境で繁殖・市域される魚類、貝類、甲殻類、海藻	エビ、カキ、ウナギ、海苔
		野生の食物	採取または捕獲される野生の食用植物及び動物	果物、木の実、きのこ、野生動物の肉
	繊維	木材、木質繊維	自然の森林生態系、植林地等から得られる樹木から生産されたもの	丸太、木材パルプ、紙
		その他の繊維(綿、麻、絹等)	自然環境から採取あるいは人間により生育・収穫される木材以外の繊維で、燃料以外の様々な用途に用いられるもの	織物（衣類等）、縄
	バイオマス燃料		生物、あるいは最近まで生きていた生物で、エネルギー源として使用されるもの	薪、木炭、燃料生産用の穀類、糞
	淡水		家庭、産業および農業等で使用する内陸の水、地下水、雨水および地表水	飲料、工業プロセス、発電、輸送手段等に使用される淡水
	遺伝資源		動物の繁殖、植物の改良およびバイオテクノロジーに使用される遺伝子及び遺伝情報	作物の抵抗性を高めるために使用される遺伝子
	生化学物質、自然薬品、医療品		商用又は家庭内で使用するために、生態系から採取する医薬品、殺傷物剤、食品添加物およびその他の生物由来物質	アルギン酸、チョウセンニンジン、ショウノウ（クスノキ）
調整サービス	大気質の調節		生態系が化学物質を待機に放出、又は大気から化学物質を取り出すことで、大気質に様々な側面で影響を及ぼすこと	湖が硫黄化合物の吸収源として機能する。
	気候の調節	地球規模	温室効果ガス、エアロゾルを大気中に放出することで、又は温室効果ガス、エアロゾルを大気から吸収することで、生態系が地球の気候に影響を及ぼすこと	森林が二酸化炭素を吸収し貯蔵する。 湿地や水田がメタンガスを放出する。
		広域的・地域的	生態系が地域又は広域の温度、降水量及びその他の気候因子に影響を及ぼすこと	土地被覆の変化が気温や降水量を変化させる。
	水の調節		生態系が、水の流出、洪水、帯水層の涵養のタイミングと規模に与える影響、特に生態系や地域が有する潜在的な保水能力	等価性の土壌が帯水層の涵養を促進する。 河川の氾濫原と湿地帯が流出ピーク時の氾濫を低減する。
	土壌侵食の調節		植被が土壌保持と地すべり防止において果たす役割	草や樹木等の植生が風雨等による土壌の損失を防ぐ。

生態系サービス	区分	説明	具体例
基盤サービス	水の浄化と廃棄物の処理	生態系が水中の有機性廃棄物を吸収・分解する役割、土壌及び底質におけるプロセスを通して化合物を同化・解毒する役割	地中の微生物が有機廃棄物を分解する。
	疾病の予防	生態系が人間の病原体の発生率及び量に与える影響	手つかずの森林により蚊の繁殖場所となる湛水域が減りマラリアの罹患率を減少させる。
	病虫害と雑草の抑制	生態系が作物及び家畜の害虫や雑草、及び疾病の流向に与える影響	コウモリ、ヒキガエル、ヘビ等の農地の近隣の森林に生息する捕食者が、作物の害虫や雑草を食べる。
	花粉媒介	生態系が雄花から雌花に花粉を運ぶ役割	農地の近隣の森林に生息するハチが、作物の花粉を媒介する。
	自然災害からの防護	台風や高潮等の自然災害による損害を低減させ、自然火災の頻度及び強度を維持する生態系の能力	マングローブ林やサンゴ礁が、海岸線を大波から保護する。 生分解プロセスが野火で燃えそうな燃料を減らす。
文化的サービス	レクリエーションとエコツーリズム	自然生態系等から得られるレクリエーションの楽しみ	ハイキング、キャンプ、バードウォッチング
	倫理的価値	霊的、宗教的、審美的本質的な「存在」、あるいは人々が生態系、景観や生物種に付与する何らかの価値	神聖な土地や河川から得られる充足感、全ての生物種が保護に値するとの信念
基盤サービス	栄養循環	生態系が、分解・吸収等のプロセスを通して、栄養素（窒素、硫黄、リン、炭素等）の流れと再循環にもたらす役割	土壌動物や微生物が有機物を分解し、土壌を肥沃にする
	一次生産	植物の光合成及び栄養塩類の同化による、生物材料の生成	藻類が日光と栄養素をバイオマスに変化させ、水域生態系内の食物連鎖の基礎を形成
	水循環	個体、液体、気体の形で生態系を循環する水の流れ	土壌から植物に、植物から大気に、そして大気から雨等を通じて土壌へ運ばれる水

出典）企業のための生態系サービス評価（ESR）

○生物多様性分野における事業者による取組の実態調査の結果概要

生物多様性分野における事業者の取組状況の把握を目的として、2013 年に環境省がアンケート調査を実施しました。ここでは、本ガイドラインと関係の深い「事業活動ごとの取組」に関する結果を抜粋しました。

(1)実施概要

調査名	生物多様性分野における事業者による取組の実態調査
調査内容	事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組に関する意識・認識 事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組の実施状況
調査期間	2013 年 1 月 10 日から 2013 年 1 月 31 日
調査対象者	株式会社東京商工リサーチ「TSR 企業情報ファイル 283byte」に登録された公務（日本標準産業大分類 S）を除く事業者のうち、従業員数 500 人以上（農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業については 50 人以上）の全事業者 ただし、東日本大震災に係る警戒区域、計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域は除く ・農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業を除く事業者：6,067 社 ・農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業に該当する事業者：351 社
調査方法	各事業者の環境・CSR 担当者宛に調査票を郵送し、回収状況を踏まえ、回答を依頼するはがき送付と架電を 2 回実施
回答方法	次のいずれかの方法により回答 ・URL にアクセスしてウェブサイト上にて回答 ・アンケート調査票に直接記入し、同封の返信用封筒にて返送
調査主体	環境省（自然環境局 自然環境計画課 生物多様性施策推進室）

(2)調査結果の概要（問 5-1～9. 事業活動における場面ごとの取組）

①原材料調達

原材料調達を行っている事業者の中で、何らかの取組を実施していると回答した割合は 86.9%※を占めています。具体的取組内容で最も多い回答が「原材料の使用量の低減を図っている」、次に多い回答が「サプライチェーンに対して自社が影響を及ぼしうる範囲で配慮を依頼」となっています。

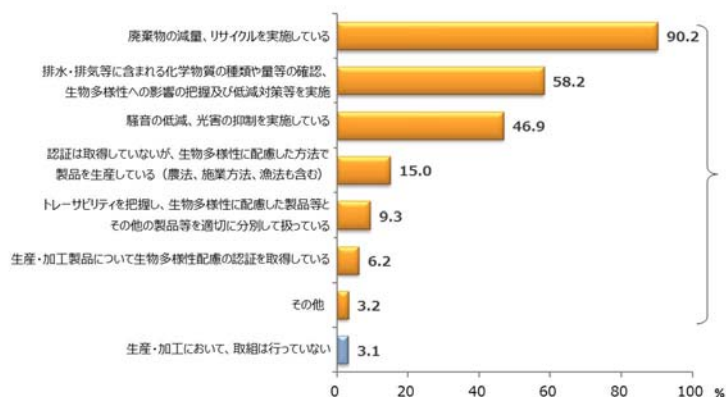


※）「原材料調達を行っていない」以外の選択肢を回答した 1,322 社に対する割合

②生産・加工

生産・加工を行っている事業者の中で、何らかの取組を実施していると回答した割合は 96.9%※と、ほぼ全ての事業者が取り組んでいる状況です。具体的取組内容で最も多い回答が「廃棄物の減量、リサイクルを実施している」、次に多い回答が「排水・排気等に含まれる化学物質の種類や量等の確認、生物多様性への影響の把握及び低減対策等を実施」となっています。

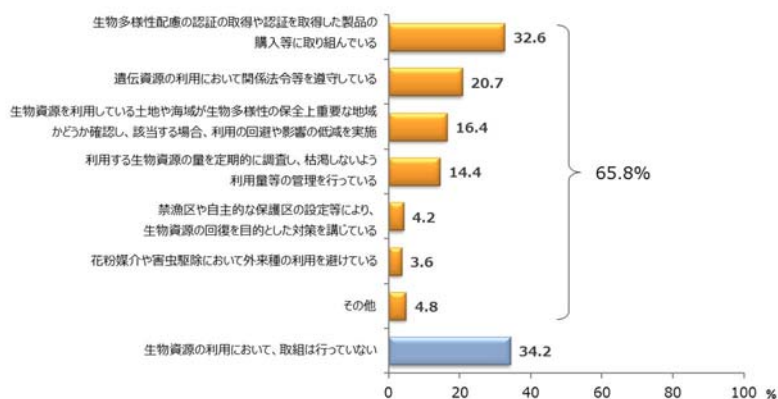
※)「生産・加工を行っていない」以外の選択肢を回答した 1,209 社に対する割合



③生物資源の利用

生物資源を利用している事業者の中で、何らかの取組を実施していると回答した割合は 65.8%※を占めています。具体的取組内容で最も多い回答が「生物多様性配慮の認証の取得や認証を取得した製品の購入等に取り組んでいる」、次に多い回答が「遺伝資源の利用において関係法令等を遵守している」となっています。

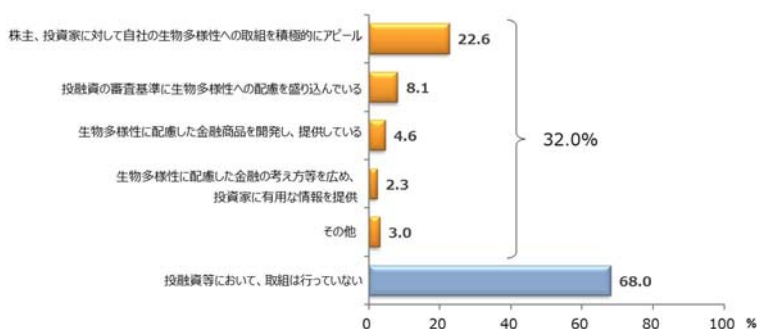
※)「生物資源を利用していない」以外の選択肢を回答した 743 社に対する割合



④投融資

投融資を行っている事業者の中で、何らかの取組を実施していると回答した事業者の割合は 32.0%※にとどまり、他の分野の取組と比較して、全体に取組数が少ない状況です。具体的取組内容で最も多い回答が「株主、投資家に対して自社の生物多様性への取組を積極的にアピール」、次に多い回答が「投融資の審査基準に生物多様性への配慮を盛り込んでいる」となっています。

※)「投融資等を行っていない」以外の選択肢を回答した 855 社に対する割合



⑤販売

販売を行っている事業者の中で、何らかの取組を実施していると回答した割合は 47.6%※と過半数を下回っており、サプライチェーンの下流ではまだまだ取組の余地が残されています。具体的取組内容で最も多い回答が「販売する製品・サービスが生物多様性に与える影響を確認している」、次に多い回答が「マーケティングや販促活動の中で生物多様性に関するコミュニケーションを実施している」となっています。

※)「販売を行っていない」以外の選択肢を回答した 1,183 社に対する割合



⑥研究開発

研究・開発を行っている事業者の中で、何らかの取組を実施していると回答した割合は 72.0%※を占めています。具体的取組内容で最も多い回答が「生物多様性に与える影響が小さい製品・サービスを研究・開発している」、次に多い回答が「生物多様性に与える影響が小さい生産方法や工法(例：農薬使用量を削減できる農法、資源漁獲量の予測技術等)を研究・開発している」となっています。

※)「研究・開発を行っていない」以外の選択肢を回答した 1,076 社に対する割合



⑦輸送

輸送を行っている事業者の中で、何らかの取組を実施していると回答した割合は 79.9%※を占めています。具体的取組内容で最も多い回答が「低公害車の利用等により、温室効果ガスや黒煙等の排出削減に取り組んでいる」、次に多い回答が「温室効果ガスや黒煙等の排出削減に取り組んでいる輸送業者を起用」となっています。

※)「輸送を行っていない」以外の選択肢を回答した 1,222 社に対する割合

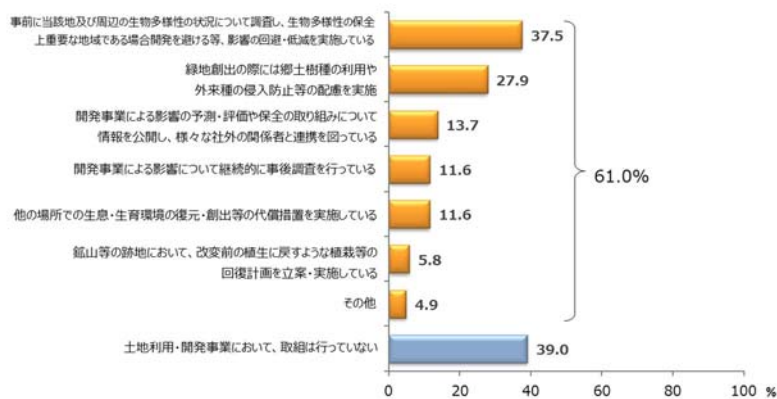


⑧土地利用・開発事業

土地利用・開発事業を行っている事業者の中で、何らかの取組を実施していると回答した割合は61.0%※を占めています。具体的取組内容で最も多い回答が「事前に当該地及び周辺の生物多様性の状況について調査し、生物多様性の保全上重要な地域である場合開発を避ける等、影響の回避・低減を実施している」、次に多い回答が

「緑地創出の際には郷土樹種の利用や外来種の侵入防止等の配慮を実施」となっています。

※)「土地利用・開発事業を行っていない」以外の選択肢を回答した 779 社に対する割合



⑨保有地管理

保有地管理を行っている事業者の中で、何らかの取組を実施していると回答した割合は 57.2%※を占めています。具体的取組内容で最も多い回答は「地域の生態系保全や社員に対する環境教育等を目的として、自然環境を保全・整備している」、次いで「郷土樹種の利用や外来種の移入防止、生息地のネットワーク等、周辺地域の生態系との関係性を考慮している」となっています。

※「保有地管理を行っていない」以外の選択肢を回答した 1,077 社に対する割合

